

東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (委員会) 第8条 学府に、<u>学務委員会(以下「委員会」という。)</u>を置く。 (新設) (新設) 2 前項の委員会のほか、運営委員会又は教授会の議を経て、必要な委員会を置くことができる。 3 その他委員会について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>本則 (委員会) 第8条 学府に、<u>次の委員会</u>を置く。 (1) <u>学務委員会</u> (2) <u>入学試験実施委員会</u> 2 前項各号の委員会のほか、運営委員会又は教授会の議を経て、必要な委員会を置くことができる。 3 その他委員会について必要な事項は、別に定める。</p>	

附 則(令和3年2月1日生規則第2号)
 この規則は、令和3年2月1日から施行する。